

第4章の構成に係る新旧表

資料4

旧

「周知」「防止」「参加」「施策の推進」
の並びで構成を整理

新

第4章 こどもの権利を保障する ための施策

- こどもの居場所
- こどもの学び
- こどもの意見表明及び参加
- こどもからの相談
- こどもの権利の普及啓発
- 虐待、体罰、いじめ、差別等
その他の権利侵害の防止
- 貧困の解消と防止
- こどもの権利を保障する人
や団体への支援

第4章 こどもの権利を保障する まちづくりの推進

- こどもの権利の周知・啓発
- こどもの権利侵害の防止・
救済
- こどもの意見表明及び参加
- こどもの権利を保障する
施策の推進
 - 貧困の防止と解消
 - 居場所
 - 相談
 - 学び
 - 支援

第2章 こどもの権利

- どのような理由でも差別されない権利
- あらゆる暴力から守られる権利
- 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが
尊重される権利
- 自分に関わることに参加する権利
- 自分に関わることを自分で決める権利
- 安心して生き・育つ権利
(貧困の防止と解消)
- ありのままの自分で生きる権利(居場所)
- 休む・遊ぶ権利(居場所)
- 相談する権利(相談)
- 学ぶ権利(学び)